

政令第十一号

電気通信事業法施行令の一部を改正する政令

内閣は、電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号）第七十四条第一項の規定に基づき、この政令を制定する。

電気通信事業法施行令（昭和六十年政令第七十五号）の一部を次のように改正する。

別表第二の一の項中「一八、七〇〇円」の下に「（法第四十八条第三項の規定に基づく総務省令の規定により電気通信主任技術者試験の試験科目について試験を免除する場合にあつては、一八、七〇〇円を超えない範囲内において実費を勘案して総務省令で定める額）」を加え、同表の二の項中「八、七〇〇円」の下に「（法第七十三条第二項において準用する法第四十八条第三項の規定に基づく総務省令の規定により工事担任者試験の試験科目について試験を免除する場合にあつては、八、七〇〇円を超えない範囲内において実費を勘案して総務省令で定める額）」を加える。

附 則

この政令は、平成二十五年二月一日から施行する。

理由

電気通信主任技術者試験及び工事担任者試験の試験科目について試験を免除する場合の手数料の額を定める必要があるからである。